

○草加市奨学資金貸付条例

昭和58年3月19日

条例第4号

改正 昭和62年3月24日条例第6号

平成2年3月27日条例第3号

平成11年3月29日条例第7号

平成11年12月22日条例第27号

平成24年6月21日条例第24号

令和3年12月14日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により修学困難な者に対して、奨学資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより有能な人材を育成することを目的とする。

(資格要件)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に引き続き1年以上居住し、修学意欲が極めて旺盛であること。
- (2) 学校長の推薦があること。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学（以下「高等学校等」という。）に入学が決定し、又は在学中で学資の支出が困難であること。
- (4) 他に奨学金に相当する学資の貸付けを受けていないこと。
- (5) 次条に規定する連帯保証人（以下「保証人」という。）を得られること。

(保証人)

第3条 保証人は、1人とし、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 規則に定める地域に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めによる住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 独立の生計を営み、満18歳以上であること。
- (3) 市町村税を完納していること。
- (4) この条例及び草加市入学準備金貸付条例（昭和54年条例第3号）による貸付けを受けている者の保証人となっていないこと。

(5) 債務を保証し得る能力があると認められること。

2 保証人が前項各号の一に規定する要件を失ったときは、1月以内にこれに代わる保証人を立てなければならない。

(平11条例7・平24条例24・令3条例31・一部改正)

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、次の表に定めるとおりとする。

区分		奨学金 (月額)
高等学校	国立・公立	10,000円
高等専門学校	私立	20,000円
専修学校		
短期大学	国立・公立	15,000円
大学	私立	30,000円

(貸付期間)

第5条 奨学金は、高等学校等における正規の修学期間の範囲内において貸し付ける。

(貸付けの申請)

第6条 奨学金の貸付けを受けることを希望する者は、申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付け等の決定)

第7条 市長は、前条の規定により奨学金の貸付けの申請があったときは、第13条に規定する草加市奨学資金貸付審査会に諮り、奨学金の貸付けの可否及び貸付期間を決定する。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、毎月本人に交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、6月分を限度として交付することができる。

(貸付けの取消し及び停止)

第9条 市長は、第7条の規定により奨学金の貸付けの決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の貸付けを取り消し、又は停止することができる。

(1) 第2条に規定する資格要件を失ったとき。

(2) 素行不良、疾病その他の理由により卒業の見込みがないとき。

- (3) 休学し、又は退学したとき。
- (4) 市民でなくなったとき。
- (5) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他市長が必要と認めたとき。

(奨学金の返済方法等)

第10条 奨学金の返済方法は、貸付期間が終了した月の翌月から6月を据え置き、次の表に定める左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間により均等月賦払いで返済しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返済することができる。

区分	期間
国立・公立の高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学	貸付けを受けた年月の2倍に相当する期間
私立の高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学	貸付けを受けた年月の3倍に相当する期間

2 前項に規定する場合において、市長が特別の理由があると認めたときは、返済を猶予することができる。

(利子及び延滞金)

第11条 奨学金には、利子を付さない。ただし、正当な理由がなく返済を遅延したときは、当該返済すべき日の翌日から返済の日までの日数に応じ、返済すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額の延滞金を支払わなければならない。

(奨学金の返済免除)

第12条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金返済終了前に死亡したとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、奨学金の返済を免除することができる。

(草加市奨学資金貸付審査会)

第13条 市長の諮問に応じ、奨学金の貸付け等に関し必要な事項を審議するため、草加市奨学資金貸付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員4人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校長
- (2) 知識経験者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 審査会に会長を置き、会長は、委員の互選による。
- 5 会長は、審査会を代表し、会務を掌理する。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 審査会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 8 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 9 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 審査会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 11 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(平 1 1 条例 2 7 ・一部改正)

(委任)

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、奨学金の貸付けに関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

(草加市奨学金貸付条例の廃止)

- 2 草加市奨学金貸付条例（昭和 4 4 年条例第 1 0 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、旧条例の定めにより行われた奨学金の貸付けの決定、貸付期間が終了した者の返還の手続等は、なおその効力を有する。
- 4 この条例施行の際、旧条例の定めにより貸付けの決定を受けた場合において第 6 条の規定により奨学金の貸付けを受けることを希望する者が奨学金増額申請書に連帯保証人の承諾書を添付して申請したときは、第 7 条の規定による貸付けの決定を受けた者とみなす。

附 則（昭和 6 2 年条例第 6 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の草加市入学準備金貸付条例及び改正前の草加市奨学資金貸付条例の規定により申請のあったもの又は貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成2年条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の草加市入学準備金貸付条例及び草加市奨学資金貸付条例の規定により申請のあったもの又は貸し付けたものについては、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の草加市奨学資金貸付条例の規定により貸付けを受けている者又は貸付けを申請し、この条例の施行の日以後に貸付けを受ける者が改正後の草加市奨学資金貸付条例 (以下「新条例」という。) の規定による貸付けを申請したときは、新条例の規定により貸付けの決定を受けたものとみなす。

附 則 (平成11年条例第7号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる規定は、任期満了により施行日以後に委嘱又は任命される委員から適用する。

(1) から (6) まで 略

(7) 第13条の規定による改正後の草加市奨学資金貸付条例の規定

附 則 (平成24年条例第24号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 3 1 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。